様式２　環境影響評価条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現行	備考
第一条　（略） （定義） 第二条　（略） ２　（略） 一～三　（略） 四　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業 五　（略） 六　（略） 七　（略） 八　（略） 九　（略） 十　（略） 十一　（略） 第三条～第六十三条　（略）	第一条　（略） （定義） 第二条　（略） ２　（略） 一～三　（略） （新設） 四　（略） 五　（略） 六　（略） 七　（略） 八　（略） 九　（略） 十　（略） 第三条～第六十三条　（略）	発電事業を対象事業として追加するもの。 号ずれに対応するもの。 号ずれに対応するもの。 号ずれに対応するもの。 号ずれに対応するもの。 号ずれに対応するもの。 号ずれに対応するもの。 号ずれに対応するもの。